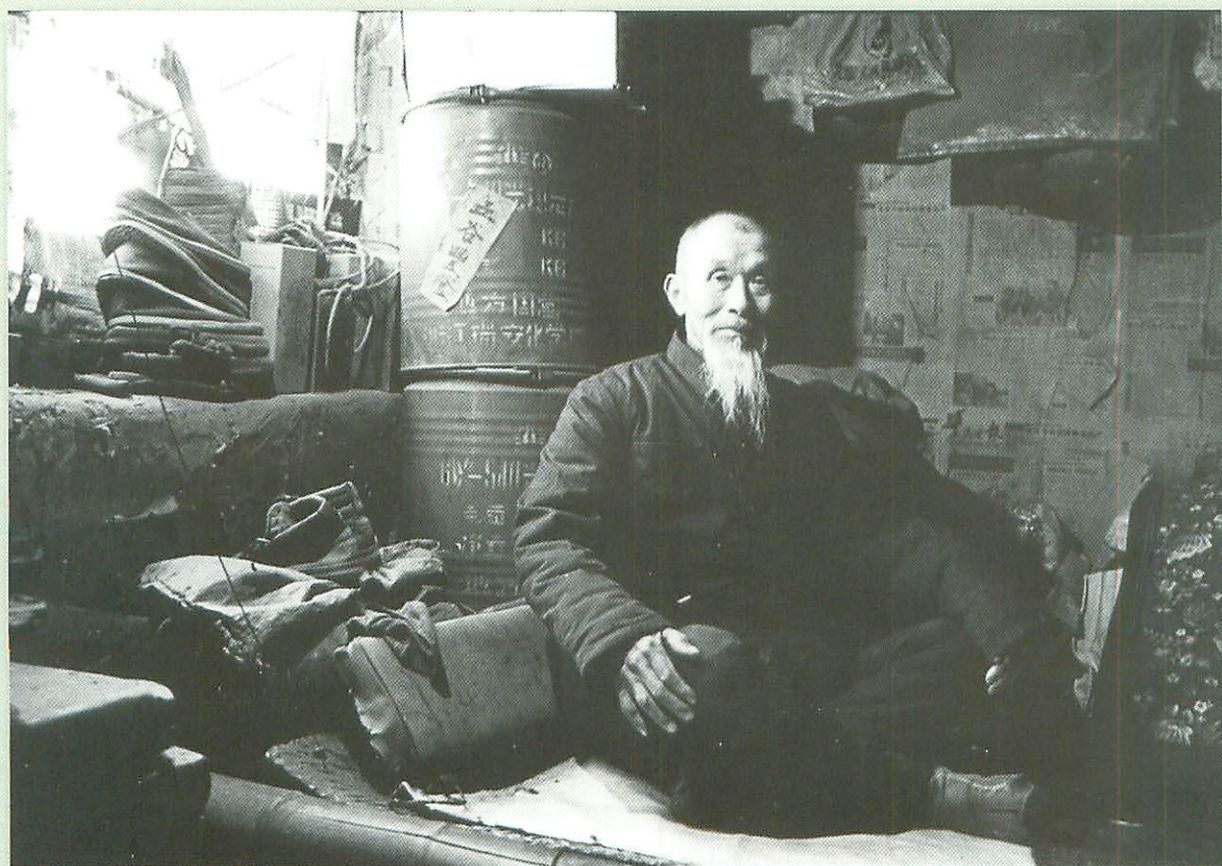


最高裁が国と企業に「被害の救済」を求めた 中国人強制連行

戦争末期の日本による拉致と奴隷労働

日本政府が隠し続けた中国人 4 万人の強制連行
35 企業が全国 135 の現場で酷使した事実が判明
粗末な食事で奴隷労働をさせて 7 千人を死なせ
戦後、賃金も支払わずに中国に送りかえし
企業は国から莫大な補償金を受取った
2007 年 4 月最高裁は中国人被害者の請求を棄却したが
国と企業に対して「被害の救済」を求めた



河北省易県の山の中腹にある家の中で、張宝恒さん。1943 年春、道を歩いていて突然日本兵につかまり、両手を縛られて連行された。福岡県の三井鉱山田川鉱業所で、日本の敗戦まで一日も休まず採炭作業をさせられた。

【発行】 中国人強制連行・強制労働事件全国弁護団

「中国人強制連行」って何のこと？

強制連行と言えば、だれもが連想するのが北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による日本人の拉致でしょう。でも、拉致＝強制連行を行なったのは、北朝鮮だけではありません。ここで問題にする中国人強制連行は、60数年前の、日本政府と日本企業による大がかりな拉致事件です。

◆一体、何をしたんですか？

先の戦争の終わりごろ、正確に言えば1943（昭和18）年4月から45（昭和20）年5月にかけて、日本の35の企業と政府が一体となって大勢の中国人を連行し、終戦まで日本各地で奴隷のように働かせたのです。

◆なぜそんなことを？

当時の日本は、日中戦争からアジア太平洋戦争へと突き進み、働き盛りの男たちがすべて戦場に駆り立てられ、国内は深刻な労働力不足になりました。その穴埋めのため、まず日本が植民地にしていた朝鮮半島から大量に連行し、続いて中国本土からも連れてくることにしました。その結果、約4万人の中国人が海を渡って日本に連行され、北海道から九州まで、全国の炭鉱、鉱山、土木建設や港湾など、135の事業場に送り込まれたのです。

◆どのように扱ったのですか？

一口に言えば奴隷扱いです。ろくに食べ物も与えずに、着る物はぼろぼろ、くつは擦り切れ、狭い不衛生な収容所暮らしで、一日の休みもなしに働かせました。平均1年余りの間に、約4万人中約7千人（17%以上）の死者を出したのを見ても、当時の状況は想像がつくでしょう。

◆「最高裁が被害の救済を求めた」とはどういうこと？

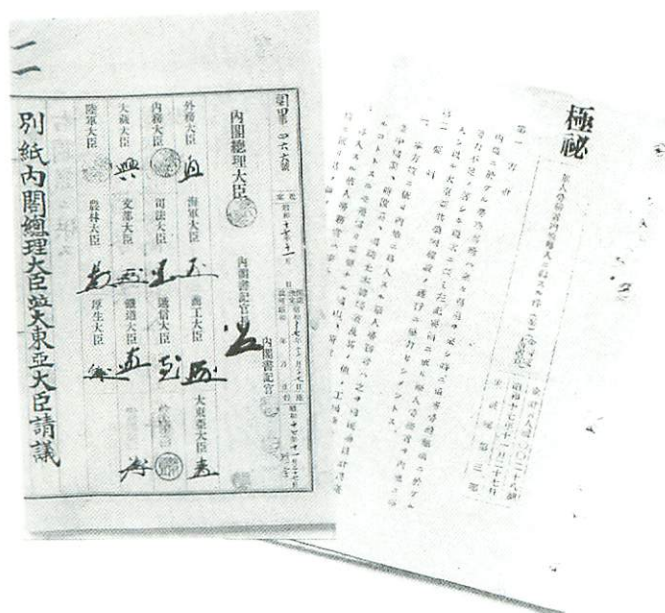
戦後、日本政府は中国人の強制連行を隠し続けてきましたが、1993年に事実が明るみに出て、日本各地で被害者が「謝罪と賠償」を求める裁判を起こしました。その内の一つ、広島の下松建設強制連行事件で、最高裁（第2小法廷）は被害者の訴えを退けましたが、判決のまとめで次の提言を行いました。

最高裁の提言（2007年4月27日）

「本件被害者らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人（西松建設）は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、さらに前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待されるところである」

「上告人を含む関係者」に対して、「被害者らの被害の救済」を求めた最高裁のこの提言＝勧告は、きわめて重要な意味を持っています。高齢化した被害者の年齢を考えれば、一日も早い政治解決が求められているのです。

閣議決定により実行された中国人の強制連行



極秘とある、閣議に提出された昭和17年11月27日付「華人労務者内地移入に関する件」の文書。左は東条英機首相以下閣僚の押印とサイン。

左の文書を見てください。これは「華人労務者内地移入に関する件」が、1942（昭和17）年11月27日に、東条英機内閣の閣議に提出され、決定されたことを表しています。つまり、中国人の日本国内への連行が、日本政府の正式な閣議決定に基づいて行なわれたことの証明です。

中国人にとって、日本は戦争をしている敵国でした。誰も敵国に働きに来ようとする人はいません。中国人を連れて来て働かせるためには、拉致して連行するしかありませんでした。そのため、中国の華北地域を中心に、働いている農民や歩行者などを見境なく捕らえ、あるいは脅しとだまして連行したのです。年齢は11歳から78歳まで、

多くは農民ですが、医者、教師や兵士なども含まれ、あらゆる階層に及びました。男で労働力として使えそうなら、子供・老人を問わず、手当たり次第に連れてきたのです。

中国人を拉致して日本で働かせる計画は、次のように実行されました。

① 中国では現地大使館と総領事館、現地日本軍、日本の言いなりになる傀儡政府と軍など総ぐるみで「劳工狩り」を行なって、いったん現地の収容所に入れ、②日本へは貨物船で移送し、③内地に上陸後は企業と警察が列車に乗せて運び、④関係者以外立ち入り禁止の収容所に監禁して奴隷労働をさせ、⑤量・質ともに劣悪な食糧支給のため、全体に栄養失調が生じて失明が増え、けがや病気をしてもほとんど医療や看護がないまま、死者が続出しました。まさに国家による戦争犯罪です。

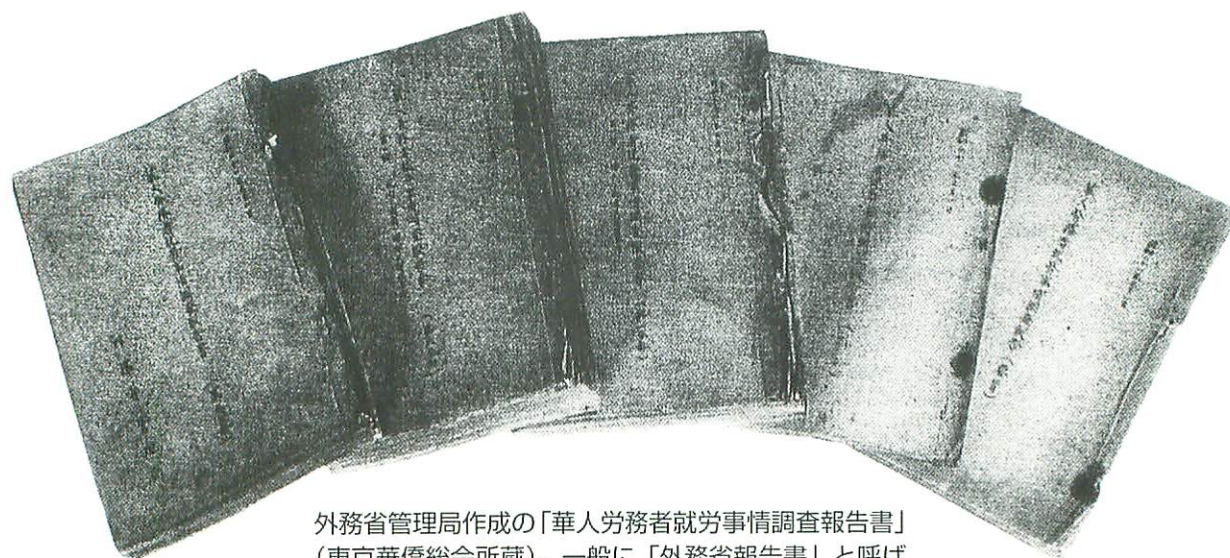
小山一郎元軍曹が証言する「劳工狩り」（中国人労働者を狩り集める）の実際

小山さんは中国・山東省の59師団に所属。1942年9月の東平湖西方作戦で行なった劳工狩りの様子を証言しています。「銃剣の先に日の丸を結びつけた何万という日本兵が10メートル間隔で広がって、一斉に大きな声を張り上げて徐々に追い詰めていくのです。15歳から50歳ぐらいの男たちを捕まえてはロープで縛り上げました。私たちの大隊（約1千名）では約300人の中国人を捕縛しました」（小山一郎著『鬼から人間へ』より）。

中国人の劳工狩りは、日本政府の閣議決定以前から広範に行なわれていたのです。

明るみに出た『幻の外務省報告書』

外務省は敗戦直後に、中国人を配置した日本全国の事業場から報告（「事業場報告書」）を求めて、「外務省報告書」をまとめました。それは真実を明らかにするというよりは、「中国など海外から問題にされた場合に、申し開きができるように作った、決して極端な虐待はしていませんというための材料」（調査担当者の話。NHK 出版『幻の外務省報告書』）です。つまり、日本に対して戦勝国となった中国から、戦争犯罪として追及されるのをかわすのが狙いでした。



外務省管理局作成の「華人労務者就労事情調査報告書」（東京華僑総会所蔵）。一般に「外務省報告書」と呼ばれている。

「華人労務者就労事情調査報告書」と名づけられた全5冊、646ページに及ぶこの報告書は、その後半世紀近く、日の目を見ることはありませんでした。政府は、いったんは外務省報告書を作成したものの、これが占領軍による戦犯追及の資料とされるのを恐れて、報告書そのものを隠すようになったからです。1990年代の初めまで、政府は国会で追及されても、報告書の作成自体は認めるが、もはやそれは存在しない、焼却したなどという、うその答弁を繰り返していました。これは明らかな証拠隠滅です。

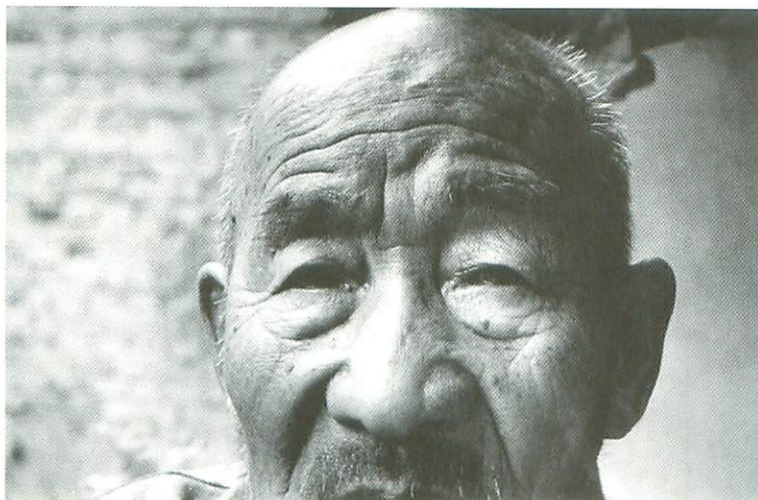
しかし93年に、NHKのクローズ・アップ現代で『幻の外務省報告書』が放映されました。東京華僑総会に保管されていた外務省報告書と事業場報告書が表に出て、多分に脚色された文書とはいえ、中国人拉致の詳細な全体像が明らかになったのです。これがきっかけとなって90年代後半から、中国人被害者が日本各地で裁判を起こしました。そしていずれの判決も、強制連行・強制労働の事実を認めました。

外務省報告書には、連行された人数が合計3万8,935人、それが35企業135の事業場で就労し、そのうち6,830人が死亡したことが報告されています。食事や待遇は脚色できても、1年余りの間に、6人にひとりの割合で死亡した事実は、隠すことが出来なかったのです。

逃れられない国と加害企業の責任

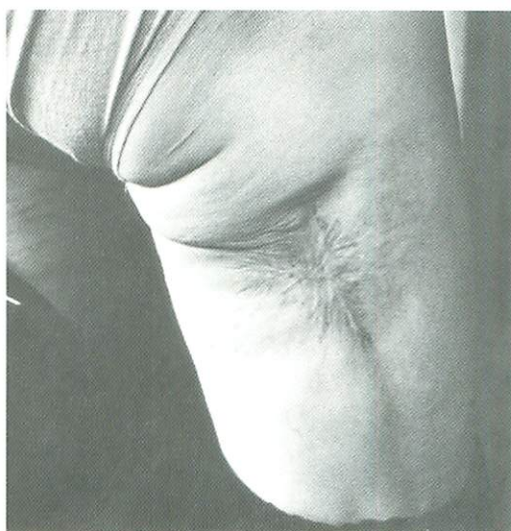
「幻の」というカッコがつくほど、長い間政府が隠し続けた外務省報告書が表に出て、中国人の強制連行が、国家ぐるみの犯罪行為だったことが明らかになりました。もともとは、人手不足に陥った民間企業の要求から始まった一連の行為は、戦争中に日本を代表するような企業が政府・軍部と組んで、敵国中国人の拉致＝強制連行を行なった、奴隷労働力の確保だったのです。

全国的な食糧難で飢餓状態の下ですから、強制収容されている中国人への食糧供給は、ピンハネや横流しに遭い、満足には現場に届きませんでした。死亡率の異常な高さは、栄養失調と劣悪な住居・衛生環境、その上苛酷な労働の結果です。暴力が日常茶飯事となり、脱走を企てた者は捕まえられて殺されたり、特別の収容所に送られたりしました。そのようにして中国人に奴隷労働を強制した、加害企業の責任も大きいのです。



← 1943年5月、河北省正定県から北海道へ連行され、地崎組の東川事業所で土方仕事をさせられた王墨合さん。ひたいに日本人監督に殴られた大きな傷あとがある。

➡ 1944年秋、北海道の野村工業置戸鋳業所に連行された孫徳禄さんの太ももの傷。空腹が我慢できず、畑の小さな大根をとったら、4人の日本人に手足を押えられ、太い棒で殴られた。



日本の敗戦で戦争が終わったとき、政府・軍部と加害企業が最も恐れたのは、中国による戦争犯罪の追及でした。それから逃げ切るために、被害者たちの帰国希望が強いのを利用し、米軍に頼み込んで、彼らをすぐに中国へ送りかえました。中国人被害者は、戦争中の仕打ちをたいへん恨んでいましたから、仕返しや反乱の恐れもあったのです。

ところが、加害企業はしたたかでした。「戦争中、中国人に賃金を払って損をした」「戦後は不当な要求によって損害を受けた」などと政府に訴えて、戦時補償を要求したのです。その結果、国から他に例を見ない、巨額の補償金を受取りました。

企業は賃金も払わずに補償金を受け取った

西松強制連行事件に対する最高裁の提言＝勧告で注目されるのは、「被害者の精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった」のに対して、西松建設が過酷な勤務条件で「中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け」、さらに日本政府から戦後に「補償金を取得している」と指摘していることです。つまり最高裁は、加害企業が中国人を苛酷な強制労働に従事させて相応の利益を受けた上に、戦後補償金を取得していることを問題にしているのです。このことは西松建設に限らず、強制連行・強制労働を行なった、すべての加害企業にいえることです。

加害企業は「戦争中、中国人に賃金を払って損をした」と言いますが、戦争中、中国人被害者に対して、企業から賃金が支払われた形跡は全くありません。そもそも「劳工狩り」などで捕獲し連行してきた中国人に対して、企業は生かすも殺すも思いのまま、奴隷のように扱っていたのですから、賃金を支払うなどという意識は、毛頭なかったと言っていいでしょう。

つまり加害企業は、中国人をただ働きさせて「相応の利益を受けた」だけでなく、払ってもいない賃金や、加えて戦後における中国人の「不当要求による損害」を根拠として、巨額の「補償金を取得している」のです。政府は昭和20年度会計から、総額5,672万円の戦時補償金を交付しました。この金額を現在の貨幣価値に換算すると、およそ1,000億円にもなるのです。



戦後鹿島組の花岡鉱山（秋田県）にアメリカ占領軍が来て、中国人被害者を身体検査したときの写真

最高裁の提言＝勸告をもとに政治解決を

中国人強制連行・強制労働事件の全面解決要求

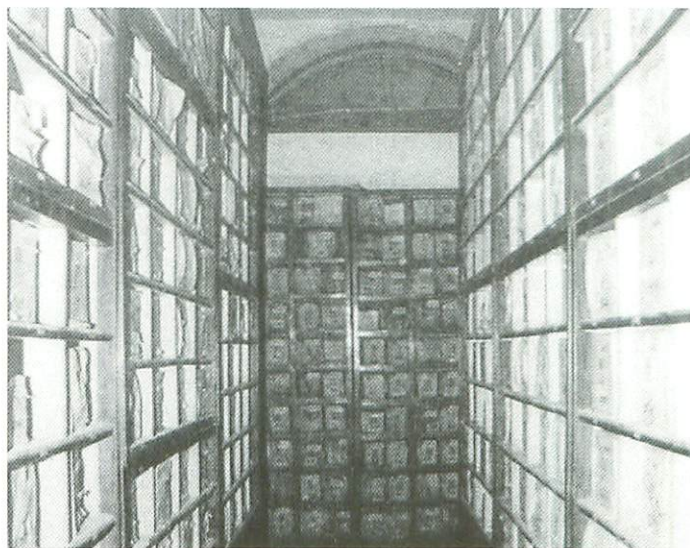
- 1 日本政府と加害企業は、先の大戦中、中国人被害者を中国から日本へ強制連行し、国内各事業場で強制労働させた事実を認め、謝罪の意思を表明せよ。
- 2 この謝罪の証として、日本政府と加害企業及びそのグループ企業は、総額 1000 億円の基金を設立し、被害者・遺族への補償金の支払い、強制連行・強制労働の調査・研究・教育及び未来をになう青少年の日中交流などの事業にあてよ。

2 ページの囲みで見たように、西松強制連行事件に対する最高裁の提言＝勸告は、「上告人を含む関係者」に対して「被害者らの被害の救済」を求めました。ここでいう「上告人を含む関係者」とは、西松建設を含むすべての加害企業、および、閣議決定により国策として強制連行・強制労働を実行した日本政府であることは明かです。最高裁判所は、被害事実の重大性を直視し、日本政府と加害企業が中国人被害者を救済して、人道的、道義的、政治的責任を果たすべきだとの見解を示したのです。

私たち弁護団は、上記の「全面解決要求」を含む提言を発表しました。それは誠意を込めた謝罪の上に、国と企業が相応の資金を拠出して基金を作る構想で、約 4 万人の被害者に 1 人 2 万ドル以上の賠償をするという案です。これはアメリカが戦時中に強制収用した日系アメリカ人 12 万人に対して支払った金額を参考にし、ドイツの経験に学んだものです。

ドイツは強制連行被害者 166 万人に補償

第 2 次大戦中、ナチス統治下のドイツでも、東欧などから大量に強制連行して、強制労働をさせました。しかしドイツでは 2000 年夏、「記憶・責任・未来財団」を創設。補償金の半分ずつを国と企業が負担して、2001 年から 166 万人余の強制労働被害者に 43 億 7,300 万ユーロ(約 7,100 億円)の補償金を支払いました。



中国の天津にある「在日殉難烈士・劳工記念館」の納骨堂。戦後日本各地から送り返された中国人被害者の遺骨が納められている。

国連の機関である ILO（国際労働機関）の条約勸告適用専門家委員会は、中国人強制連行が日本も批准している「強制労働条約」（第 29 号）に違反するという指摘を 7 回も行ない、日本政府が中国人被害者たちの請求に応えるよう、求めています。

中国人強制連行・強制労働の加害企業一覧

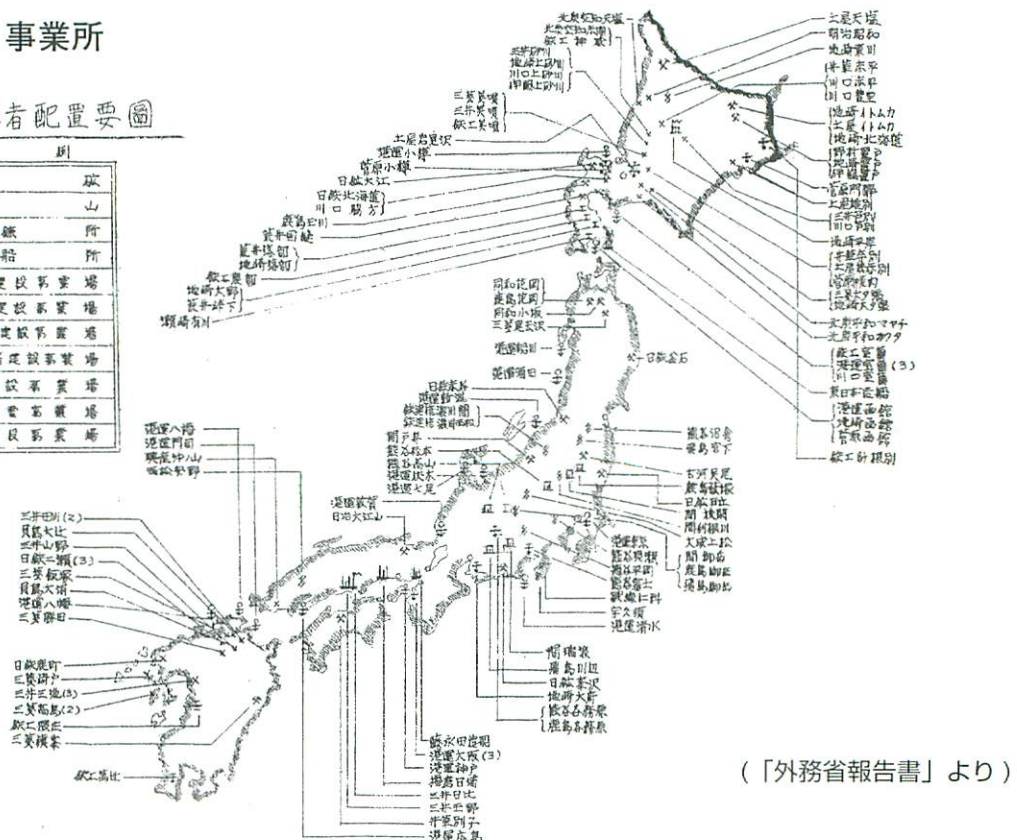
◆ 35 企業中、現存する企業

現在の名称	事業場数	連行者数	死亡者数	現在の名称	事業場数	連行者数	死亡者数
岩田地崎建設	11	1741	330	日鉄鉱業	7	1793	260
鹿島建設	5	1888	539	DOWA ホールディングス	2	498	73
鉄建建設	2	371	18	古河機械金属	1	257	109
間組	5	982	194	日本冶金工業	1	200	12
飛島建設	3	584	40	宇部興産	1	291	98
大成建設	1	299	23	三菱マテリアル	9	2709	468
西松建設	1	360	29	三井鉱山	10	5517	1072
熊谷組	7	1705	187	三井造船	1	133	1
住友金属鉱山	3	1194	272	IHI(石川島播磨重工業)	1	490	28
住友石炭鉱業				港運業界			
新日鉄ホールディングス	3	1305	329	リンコー・新日本製鉄他	21	6099	766

◆ 35 企業 135 事業所

華人労働者配置要図

業種	事業所
炭	山
鉄	所
製鉄	所
造船	所
発電所建設事業場	
飛行場建設事業場	
鉄道港湾建設事業場	
地下工事建設事業場	
工場建設事業場	
鉱業・除雪事業場	
港湾防波堤事業場	



(「外務省報告書」より)

連絡先

犀川治法律事務所 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-20-3 虎ノ門法曹ビル 302
TEL.03-5511-8239 / FAX.03-3502-3602